



平成 28 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク ス リ の ア オ キ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 木 宏 憲  
兼 社 長 執 行 役 員  
( コード番号 3398 東証第一部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 八 幡 亮 一  
管 理 本 部 長  
( T E L 076-274-1111 )

### 株式交換契約の一部変更のお知らせ

当社及び株式会社クスリのアオキホールディングス（以下「クスリのアオキホールディングス」といいます。）は、本日開催の各取締役会において、当社とクスリのアオキホールディングスとの間で締結された平成 28 年 6 月 30 日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）における中間配当に関する制限条項の一部を変更すること（以下「本変更」といいます。）についてそれぞれ決議し、本日、両社の間で当該一部変更に関する以下の合意をいたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本変更の内容

本株式交換契約第 10 条第 3 項以下を次のとおり変更いたします。なお、「甲」はクスリのアオキホールディングスを、「乙」は当社を、それぞれ指しております。

(変更前)

3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

4. (新設)

(変更後)

3. 乙は、平成 28 年 11 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、取締役会における承認を得て、普通株式 1 株につき 7 円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲及び乙は、前三項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 2. 本変更の理由

当社の株主に対して中間配当を予定しているところ、本株式交換契約において当該中間配当を支払うことができるように規定を変更するためのものです。

以上